

教育・保育施設等における医療的ケア児緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の医療的ケア児の看護又は介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児が看護師等の配置されていない教育・保育施設等において訪問看護ステーション等から医療的ケアの提供を受けた場合に、その費用の一部を予算の範囲内で補助することに関し、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療的ケア 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項の医療的ケアをいう。
- (2) 医療的ケア児 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項の医療的ケア児をいう。
- (3) 医療的ケア児緊急支援事業 教育・保育施設等において訪問看護ステーション等から医療的ケアの提供を受ける医療的ケア児の家族の負担軽減を図る事業をいう。
- (4) 教育・保育施設等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に定める教育・保育施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。
- (5) 訪問看護ステーション等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第57条第3項の訪問看護ステーション等をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、看護師等が配置されていない教育・保育施設等を利用する次に掲げる要件の全てを満たす医療的ケア児の保護者とする。

- (1) 延岡市内に住所を有すること。
- (2) 0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に未就学児であること。
- (3) 在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること。
- (4) 医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第19条の4第1項に規定する訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること。
- (5) 訪問看護（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護をいう。）により医療的ケアを受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、医療的ケア児の保護者に市税の未納がある場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

(利用の申請)

第4条 医療的ケア児緊急支援事業を利用しようとする補助対象者(以下「利用者」という。)は、当該事業を利用しようとする日(同一年度内に2日以上利用をしようとするときは、その最初の日)の10日前までに、市長に対して利用の申請をしなければならない。

(委任等)

第5条 利用者は、補助金の申請並びに請求及び受領に関する権限を当該利用に係る訪問看護ステーション等に委任するものとする。

2 前項の規定により委任をしようとする利用者は、教育・保育施設等における医療的ケア児緊急支援事業利用申請書兼委任状(様式第1号)により、前条の規定による利用の申請と併せて当該利用に係る訪問看護ステーション等を経由して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書兼委任状の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る医療的ケア児が第3条の要件を全て満たしている場合は、教育・保育施設等における医療的ケア児緊急支援事業利用決定通知書(様式第2号)により、同項の訪問看護ステーション等を経由して当該申請した者に通知するものとする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費及びその額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の申請、請求等)

第7条 第5条第1項の規定により委任を受けた訪問看護ステーション等は、当該委任をした利用者ごとに、月ごとの利用実績を取りまとめた上で、当該月の翌月10日(当該月が3月であるときは、同月の末日)までに教育・保育施設等における医療的ケア児緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第3号)及び教育・保育施設等における医療的ケア児緊急支援事業実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績の報告を受けた場合は、書類の審査及び必要に応じた現地調査を行い、内容を適当と認めるときは、教育・保育施設等における医療的ケア児緊急支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知し、当該報告を受けた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、利用者(第5条第1項の委任をした場合は、当該委任を受けた訪問看護ステーション等)が虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、当該不正に補助金の交付を受けた者に当該補助金の全額又は一

部を返還させるものとする。

(手続の特例)

第9条 補助金の交付については、次に掲げる手続を省略するものとする。

- (1) 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき事業計画書及び収支予算書の提出
- (2) 規則第12条第1項に規定する収支計算書の提出
- (3) 規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定

(その他)

第10条 第5条第1項の規定による委任を行わない場合における第4条の規定による利用の申請、第7条の規定による補助金の申請、請求等に関する事その他補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第6条関係)

補助対象経費	補助金の額及び上限
訪問看護ステーション等から医療的ケアの提供を受けた費用 (ただし、同一年度内において初めて利用をする日から3月以内に利用した費用に限る。)	補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に、利用した回数に乗じて得た額の合計額とする。 (1) 30分未満の看護を利用する場合 1回当たり4,710円 (2) 30分以上60分未満の看護を利用する場合 1回当たり8,230円 ※ (1)の区分の利用回数は1日当たり2回まで、(2)の区分の利用回数は1日当たり1回までとし、1日の内に(1)と(2)の区分を合わせて利用することはできないものとする。

備考 この表に定める看護に係る費用に附随して発生する交通費等の実費、キャンセル料等は、補助対象経費には含まないものとする。